



令和2年3月24日

新型コロナウイルスに関連した当館の対応について（第3報）

1 施設利用の取止め等を行う場合の施設利用料の返金について

福岡市は、当財団が管理運営している福岡国際会議場、マリンメッセ福岡、福岡国際センターについては、下記の3条件がすべて同時に重なることを理由に施設利用の取止めまたは延期を行った場合は、施設利用料の返金を行う対象期間を延長しました。

(1) 対象期間

令和2年2月21日(金)から令和2年3月31日(火)までご利用分

* 終期を3月20日(金祝)から3月31日(火)までに延長しました。

(2) 対象となる3つの条件(*すべて同時に重なること)

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多くの人が密集
- ③ 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声

2 大規模イベント等の施設利用にあたってのご対応について

国の専門家会議が感染症に関する医学的知見に基づき、3月19日に発表した提言を踏まえて、主催者においてリスクを判断していただき、慎重なご対応をお願いします。

また、地域における感染者の実情やその必要性を鑑みて、主催者がどうしても開催する必要があると判断された際には、以下①～③などを十分ご注意くださいとさせていただきますよう、お願いします。

- ① 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
 - ② 密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避
 - ③ 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力 などへの対応が求められています。
- （「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日より））

新型コロナウイルスに関する最新の情報はこちらをご参照ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【福岡市ホームページ】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/hokenyobo/health/kansen/nCorV.html>